

能登半島地震と住宅の耐震化率 笹川和郎

1. はじめに

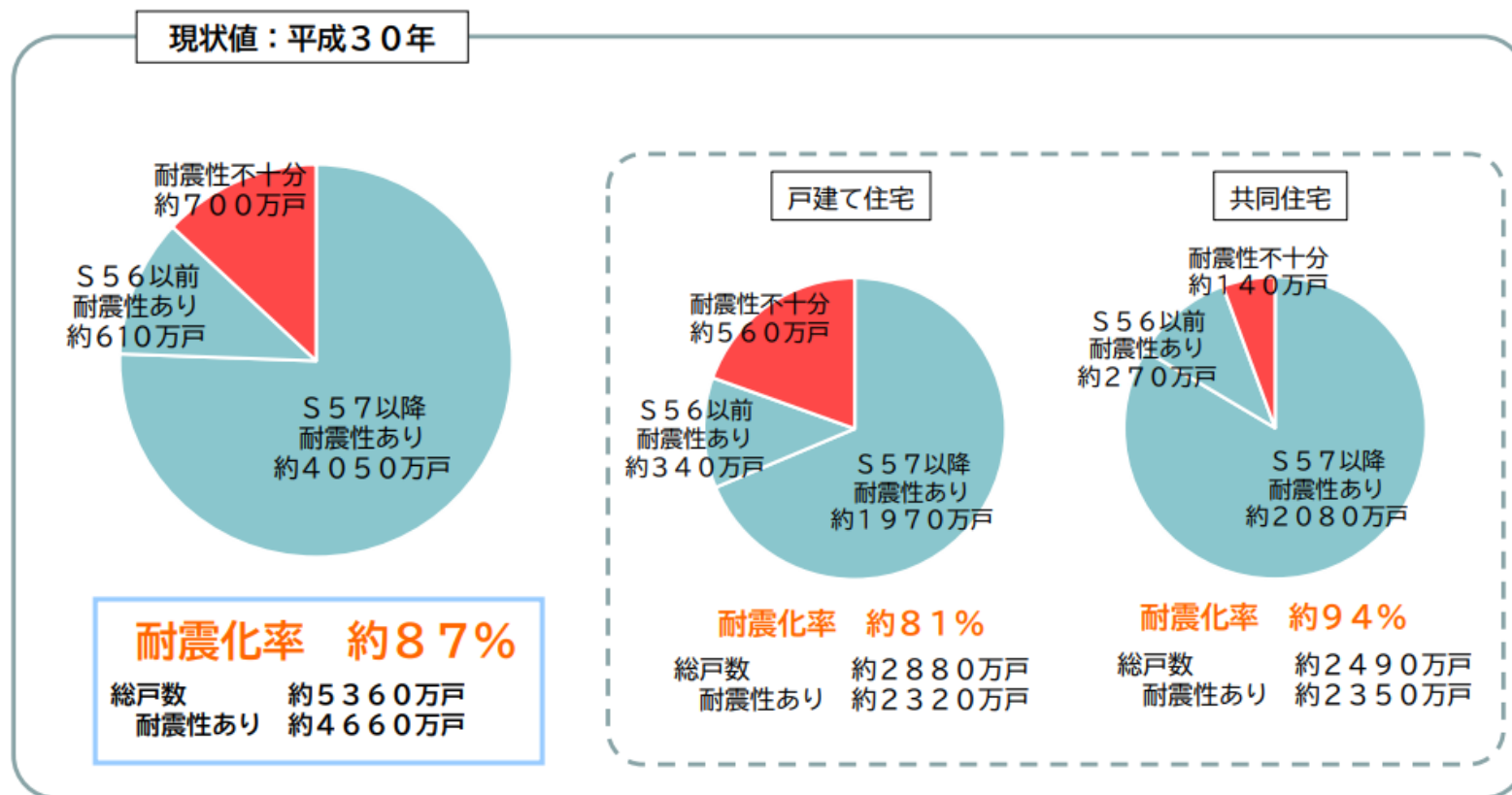
1981年に建築基準法の耐震基準が改正された。

基本方針:100年に一度の地震に対しては軽微な補修で使用可能

1000に一度の大地震では建物は崩壊しない。人命は助かる。

耐震基準を満たしている住宅の比率:87% 含む、集合住宅

:81% 戸建て住宅



総務省「住宅・土地統計調査」をもとに、国土交通省推計

石川県の耐震補強促進制度

石川県では、これまで原則無料の簡易診断制度の導入等により、耐震診断件数は増加しましたが、耐震改修件数は県民の皆様の自己負担が大きいことから伸び悩んでいました。これを受け、県民の皆様の更なる安全・安心を確保するため、県と市町が連携して新たに**定額 150 万円の耐震改修補助制度を平成 30 年 6 月から実施**

この制度が十分に利用されておれば、死者の数は減少していた筈。
高齢者の多い、過疎地帯では住宅の耐震化率が低いのは全国的問題

能登地震での反省

- ・ 崩壊した建物から一人を救出するのに100人掛かった
- ・ 今回の地震ではインフラ崩壊の復旧に多くの人員が必要である。
- ・ 一人救出のために100人が割かれることは問題である。

今後の対応

耐震補強未完成の家にステッカーを貼る

ステッカー:

「この建物は耐震補強が必要です。地震でこの建物が崩壊した場合の救出は他の緊急作業が優先されて、遅れることがあります。」

以上